

令和元年10月1日から消費税率10%へ引き上げられるに伴う
試験等手数料に関するお知らせ

令和元年 7月26日

平成28年4月の消費税法の一部改正及び平成28年11月の税制改正により、令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられます。

このことに伴い、当工業材料試験センターの試験等業務における消費税率の取扱いは次のとおりとなります。

1. 令和元年9月30日までに受け付けた試験等業務で、同日までに業務が完了し試験報告書（副本を含む）を発行する場合には、消費税率8%が適用されます。
2. 令和元年9月30日までに受け付けた試験等業務であっても、試験報告書（副本を含む）の発行が令和元年10月1日以降となる場合は、消費税率10%が適用されます。

したがって、工業材料試験センターでは、試験報告書（副本を含む）の発行日が令和元年10月1日以降になる場合には、試験等業務の受付が令和元年9月30日以前であっても試験等手数料は本体価格に消費税10%を加算して請求させていただきます。

例年、お盆期間後は、各種試験等のご依頼が混み合いますので、早めのご相談をお願いいたします。

[手数料に関するお問い合わせ]

一般財団法人秋田県建設・工業技術センター
工業材料試験センター

試験分析部 試験分析課

電話：018-863-5691 FAX：018-866-3134

E-mail：shiken-bunseki@actc.or.jp